

その関係図面は、平成15年8月18日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年8月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	教 良 木 知 十 港 線	天草郡松島町大字今泉字経留 4119番58地先から 同 所 同 字 4119番40地先まで	80.0	単橋改

2 供用開始する期日 平成15年8月18日

公 告

熊本県公告第605号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び熊本県都市計画公聴会規則（昭和45年熊本県規則第47号）第2条の規定に基づき、小川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（小川都市計画区域マスタープラン）に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成15年8月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 都市計画の種類

小川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
（小川都市計画区域マスタープラン）

2 開催日時

平成15年9月8日（月曜日）午後7時から

3 開催場所

小川町役場2階大会議室 小川町江頭100

4 対象市町

小川町

5 公述の申出について

小川都市計画区域内に住所を有し、公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書（別記様式）に記入のうえ、来る9月3日までに、熊本県宇城地域振興局土木部企画調査課（松橋町久具400-1）に提出しなければならない。

公述申出書を提出した者は、公聴会において意見を述べることができる。ただし、意見の内容が今回の案件に関係がない場合は公述できない。また、同種の趣旨の意見を有する者が多数あるときは、公述人の数又は時間を制限することがある。この場合、その旨を本人に通知する。

公述人が陳述する際は、公述申出書の内容に準じて意見を述べるものとし、当該範囲を超えてはならない。

6 傍聴について

傍聴希望者は、公聴会の開催予定時刻までに、開催会場において受付のうえ、会場に入ることができる。

入場は受付順とし、50人程度入場できる。

なお、会場には駐車場がないので、公共交通機関を利用のこと。

7 開催の中止について

前記5の公述の申出がない場合には、開催を中止する。

8 関係図書の縦覧期間

平成15年8月18日から平成15年9月8日まで
（土曜日、日曜日及び祝祭日の閉庁日を除く）

9 関係図書の縦覧場所

熊本県土木部都市計画課
熊本県宇城地域振興局土木部企画調査課
小川町建設課

10 公聴会に関する問い合わせ先

熊本県土木部都市計画課
熊本県宇城地域振興局土木部企画調査課
（電話 0964-32-2111 内線 511）